

企画総務委員会
平成29年9月26日
選挙管理委員会事務局

衆議院議員選挙の執行に係る対応について

1 区割りについて

- (1)東京都第11区：(2)の地域を除く板橋区の全域(以下「11区」という。)
- (2)東京都第12区：第41投票区(舟渡1～4丁目)及び第61投票区(新河岸1・2丁目)の地域(以下「12区」という。)

2 投票所について

(1)当日投票所

- ①投票所の数 11区に60箇所・12区に2箇所(従前は11区に62箇所)

(2)期日前投票所

- ①投票所の数 11区に12箇所・12区に1箇所(従前は11区に13箇所)

②投票可能な選挙区の有権者

11区の有権者 区内全13箇所の期日前投票所

12区の有権者 区内3箇所の期日前投票所(板橋区役所、高島平地域センター及び舟渡ホール)

③②の理由

板橋区役所 選挙執行の中核機能の維持

高島平地域センター及び舟渡ホール 有権者の投票行動 ※参照

3 開票所について

(1)開票場所 区立上板橋体育館(11区は1階アリーナ・12区は2階会議室)

(2)開票管理者 ①11区は区選挙管理委員会委員長

②12区は区選挙管理委員会委員長職務代理者たる委員

※参照：期日前投票者の投票行動(a：本年執行東京都議会選挙・b：昨年執行都知事選挙)

「第61投票区」内有権者の高島平地域センター利用数

a：463人/537人(86.22%)・b：417人/529人(78.83%)

「11区」内有権者の舟渡ホール利用者数

a：405人・b：448人